

## 交渉の議事要旨

(開催日時)

平成24年3月27日(火) 16:00~17:00(60分)

(開催場所)

稚内開発建設部 3階 専用会議室

(出席者)

当局側(稚内開発建設部)

阿部 浩二(稚内開発建設部次長(総務))、小田 正則(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合稚内支部)

斉藤 秀次(副執行委員長)、加藤 元基(書記長)、

高橋 正志(執行委員)、近藤 正(執行委員)

(議題)

- 1 当局における超過勤務の縮減について
- 2 当局における職員の健康安全管理について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)。

(交渉概要)

【議題1:当局における超過勤務の縮減について】

(職員団体) 職場では慢性的に超過勤務が行われており、超過勤務の縮減に進展が見られないというのが我々の認識である。この間どのような縮減対策を行ってきたのか。

(当局) 超過勤務の縮減のためには、きめ細かな業務の進行管理の徹底が重要と考えており、業務内容・業務量の的確な把握及び不要不急な業務を精査して業務の平準化を図るとともに、超過勤務を命令する場合は、その必要性を的確に判断するよう引き続き管理者を指導したい。

(職員団体) 今年度の当局における超過勤務の実態について、昨年度との比較を含め聞かせてもらいたい。また、部門別及び長時間超過勤務の状況についても聞かせてもらいたい。

(当局) 2月末時点までの超過勤務状況については、部全体ではやや減少している。部門別では、事務、道路及び港湾部門はやや減少、共通部門は横ばい、農業部門はやや増加となっている。長時間超過勤務の状況についても減少している。

(職員団体) 業務推進工程表については、当局が責任をもって作成・説明するとしているが、職員説明が遅いため、業務の進め方を話し合っていく余裕がない。

(当局) 業務推進の方向性及び問題意識の共有を徹底するため、管理者は、必要に応じて所属職員の意見・提案を求め、業務推進上の課題等を的確に把握して工程表に反映するよう指導しており、職員への説明に当たっては、丁寧に行うよう引き続き指導したい。

(職員団体) ノー残業デーの徹底については、どのような取組を行っているのか。

(当局) 管理者には、退庁しやすい職場の雰囲気作りや、定時退庁日に定時退庁できなかった場合における他の日での定時退庁について指導しており、引き続きこれらの取組を徹底し、定時退庁の促進に努めたい。

【議題2：当部における職員の健康安全管理について】

- (職員団体) VDT作業時間が年々増加していると考えられるが、作業時間の実績は把握しているのか。
- (当局) 平成23年度は1日当たり平均時間は3.6時間である。引き続き、VDT作業管理指針の遵守について、職員への指導を図っていききたい。
- (職員団体) 保健安全協議会が昨年一方的に廃止されたことについて、組合として非常に遺憾であり、保健安全協議会の復活を求める。また、職員から出された意見については尊重し、反映することを求める。
- (当局) 職員の健康・安全管理に関して職員の意見を聞くための必要な措置については、「意見箱」やイントラネット上のメールボックスにより、計画作成時のほか、年間を通じて広く意見を聴くこととしている。
- (職員団体) 自操運転については、職員から事故等が発生した場合に不安があるとの声が上がっている。自操運転において、健康・安全管理の面から問題は発生していないのか。
- (当局) 自操運転の命令に当たっては、運転者の健康状態、前日の超過勤務時間、呼気中のアルコール濃度、道路情報、気象情報などを運転命令者が確認することとなっていることから、必要な確認についてはしっかりと行うよう、引き続き運転命令者への指導・徹底を図ってまいりたい。
- (職員団体) メンタルヘルスを含め、職員の健康安全管理に関する当局の認識を聞きたい。また、カウンセリング制度の活用状況はどうか。
- (当局) 職員の健康・安全管理は、当局としても重要な課題と認識しており、健康であってこそ円滑な業務推進が図られると考えている。特に、当部におけるメンタルヘルス対策については、カウンセリング制度の活用を推進しているほか、心の不調が原因で長期間職場を離れた職員が円滑に職場復帰できるよう、また、復帰後に症状の再発を繰り返すことのないよう、職員の健康状況の把握、ストレス要因の軽減・除去や勤務環境の向上を図りながら、心の不調を原因とした疾病の防止に努めたい。なお、カウンセリング制度については、活用が図られている。

※文責は稚内開発建設部当局（今後修正があり得る）

## 交渉議題に係る回答メモ (2012年統一要求)

平成24年3月27日

### 1. 当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

### 2. 当部における職員の健康安全管理について

健康・安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康安全管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、執務環境の点検整備等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

また、健康安全管理計画については、広く職員の意見を聴いているところであり、平成24年度においては、特に、生活習慣病対策、超過勤務に係る臨時の健康診断・面接指導の実施、公務上等災害の防止及びメンタルヘルス対策の4つを重点事項として取り組んでいく予定としている。

なお、メンタルヘルス対策については、カウンセリング制度や健康管理医（精神科医）の積極的活用のほか、特に管理者への教育の徹底を図り、予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていきたいと考えている。